主

原判決を取り消す。

原判決別紙物件目録記載一の土地及び同目録記載二の建物を控訴人の所有とする旨を定めた、昭和五三年一月二五日付亡Aの遺産分割に関する協議が無効であることを確認する。

控訴費用は、第一、二審(参加によるものを含む)とも控訴人の負担と する。

事実及び理由

第一 申立て

一 控訴人の控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人らの負担とする。
- 二 被控訴人らの答弁
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 三 参加人の参加請求の趣旨

原判決別紙物件目録記載一の土地及び同目録記載二の建物を控訴人の所有とする旨を定めた、昭和五三年一月二五日付亡Aの遺産分割に関する協議が無効であることを確認する。

四 参加請求に対する控訴人の答弁

参加人の請求を棄却する。

第二 事案の概要

本件は、被控訴人ら及び参加人が控訴人に対して遺産分割協議の無効確認を求める事案である。

ー 争いのない事実

1 Aは、昭和五二年一二月二日死亡し、その遺産として原判決別紙物件目録記載一の土地及び同目録記載二の建物(以下、合わせて「本件不動産」という。)が存在する。

Aの相続人は、その妻の参加人、Aと先妻B(昭和五〇年九月八日死亡)との間の二男の被控訴人C、同三男の被控訴人D及び同四男の控訴人である(長男は死亡)。

2 本件不動産について、被控訴人ら、参加人及び控訴人との間で、これらを被訴人の所有とする旨を合意したことが記載された昭和五三年一月二五日付「遺産分割協議書」と題する書面(以下「本件協議書」という。)が存在し、この書面には被控訴人ら、参加人及び控訴人の住所、氏名が記載され、その名下にそれぞれの印影が顕出されている。

二 争点

昭和五三年一月二五日付遺産分割協議(以下「本件協議」という。)の成立及び その効力

三 争点に関する当事者の主張

1 控訴人

被控訴人ら、控訴人及び参加人は、昭和五三年一月二五日、控訴人方に集まり、 Aの遺産の分割について協議し、その結果、本件不動産を控訴人の所有とする旨の 本件協議が成立した。

2 被控訴人ら及び参加人

被控訴人らはいずれも同日控訴人方を訪ねたことはないし、相続人全員が集まって遺産分割協議がされたことはない。

第三 証拠(省略)

第四 当裁判所の判断

一 前述のように、本件不動産について、昭和五三年一月二五日付で本件協議書が存在し、この書面には被控訴人ら、参加人及び控訴人の住所、氏名が記載され、その名下にそれぞれの印影が顕出されていることは当事者間に争いがないところ、当審における被控訴人ら及び参加人各本人尋問の結果によれば、右各印影は被控訴人ら及び参加人それぞれの印によって顕出されたことが認められ、原審及び当審における控訴人本人は、同日、相続人全員が控訴人方に集まり、本件協議書は、控訴人が書面を作成し、各相続人がそれぞれ押印して四通を作成し、各一通づつを持ち帰った旨供述するところである。

しかしながら、原審及び当審における被控訴人C並びに当審における被控訴人D及び参加人各本人尋問の結果によれば、同日は平日であって、勤務を有する被控訴人らが同日控訴人方を訪ねたことはないと認められ、これに反する右控訴人本人の供述は採用できず、同日、相続人全員が控訴人方に集まり、協議した結果、本件協議が成立したとの主張が採用できないのは明らかである。

二 よって、被控訴人ら及び参加人の本件協議が無効であることの確認請求は理由があり、これを認容すべきであるところ、原判決の被控訴人らと控訴人との間の判決はこれと同旨である。

そこで、原判決を取り消し、被控訴人ら及び参加人の控訴人に対する請求を認容 し、訴訟費用については民事訴訟法九六条、八九条を適用して主文のとおり判決す

る。 (裁判長裁判官 柳澤千昭 裁判官 松本哲泓 裁判官 西川賢二)